



## 第96期定時株主総会 招集ご通知

### アンリツ株式会社

■日時 2022年6月28日(火曜日) 午前10時  
(受付開始 午前9時)

■場所 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号  
当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ

新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を踏まえ、本総会のご出席につきましては慎重にご判断いただき、可能な限り、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

### ■議案

- 第1号議案 ー 剰余金処分の件
- 第2号議案 ー 定款一部変更の件
- 第3号議案 ー 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件
- 第4号議案 ー 取締役(監査等委員であるものを除く。)賞与支給の件



本招集通知は、PC・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/6754/>



## 目次

■ 第96期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
・ 第1号議案 剰余金処分の件	4
・ 第2号議案 定款一部変更の件	5
・ 第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件	7
・ 第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)賞与支給の件	15
【提供書面】	
■ 事業報告	
・ 企業集団の現況	16
当事業年度の事業の状況 (16)	直前3事業年度の財産及び損益の状況 (19)
重要な子会社等の状況 (21)	対処すべき課題 (22)
主要な事業内容 (25)	主要な事業所 (25)
使用人(従業員)の状況 (25)	主要な借入先の状況 (25)
・ 会社の現況	26
株式の状況 (26)	新株予約権等の状況 (27)
会社役員の状況 (28)	会計監査人の状況 (33)
業務の適正を確保するための体制 (34)	
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 (38)	
株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (41)	
資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に関する方針 (42)	
■ 連結計算書類	
・ 連結財政状態計算書	43
・ 連結包括利益計算書	44
■ 計算書類	
・ 貸借対照表	45
・ 損益計算書	46
■ 監査報告	
・ 連結計算書類に係る会計監査報告	47
・ 計算書類に係る会計監査報告	49
・ 監査等委員会の監査報告	51

証券コード 6754  
2022年6月6日

株 主 各 位

神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号  
**アンリツ株式会社**  
代表取締役 濱 田 宏 一

## 第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2頁及び3頁のご案内に従って、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症にかか  
る昨今の状況を踏まえ、本総会へのご出席につきましては慎重にご判断いただき、可能な限り、事前の議決権行  
使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
  2. 場 所 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号  
当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第96期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第96期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                   |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                  |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）賞与支給の件 |

以 上

- ~~~~~
- (1)本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.anritsu.com/ja-JP>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  - (2)株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.anritsu.com/ja-JP>)における掲載によりお知らせいたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## ■株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

**日時** 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

**場所** 当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 【出席事前登録のお願い】

新型コロナウイルス感染防止対策のために、ご出席される株主様のおおよその人数を事前に把握いたしたく、ご出席を予定されている株主様は、ご面倒ですが、2022年6月21日（火曜日）までに下記登録ウェブサイトから出席の事前登録をお願い申し上げます。なお、事前登録がなくても本総会へのご出席は可能ですが、上記目的に鑑み、ご協力をお願い申し上げます。

<https://www.anritsu.com/ir/join-gms>

## ■郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2022年6月27日（月曜日）午後5時到着分まで

議案に対する賛否のご表示がないときは、会社提案に「賛」として取り扱わせていただきます。

## ■インターネットで議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

**行使期限** 2022年6月27日（月曜日）午後5時まで

## ■インターネット等による議決権行使の際の注意点

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等によって複数回数又はパソコン、スマートフォン、携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

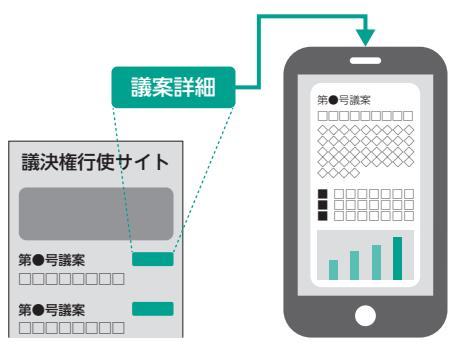
## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

スマート行使の画面上で  
株主総会議案が参照可能になりました。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。  
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

・「次へすすむ」をクリック
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

・「議決権行使コード」を入力  
・「ログイン」をクリック
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

・「初期パスワード」を入力  
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、剰余金処分に关しまして、提供書面である「事業報告」の「2. 会社の現況(8)資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に関する方針」(42頁)に記載のとおり、株主の皆様に対する利益還元について、連結業績に応じるとともに、総還元性向を勘案した利益処分を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結当期利益の上昇に応じて、親会社所有者帰属持分配当率(DOE: Dividend On Equity)を上げることを基本にしつつ、連結配当性向30%以上を目標としており、株主総会決議もしくは取締役会決議により、期末配当及び中間配当の年2回の配当を行う方針です。

なお、当社は、定款において、取締役会決議によって剰余金の配当等ができることを規定しておりますが、現時点の判断といたしましては、期末配当につきまして、従来どおり、株主の皆様にご判断いただいた上で、実施いたしたいと存じます。

当期の剰余金の処分につきましては、基本方針に基づき、当期の業績並びに5G市場における競争力強化、IoT (Internet of Things)を活用した産業分野への事業拡大、クラウドサービス市場への事業展開、新成長分野の開拓及び6Gをはじめとした次世代技術の獲得等の戦略的投資のための資金需要等、諸般の事情を総合的に考慮して、次のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株当たり金20円 総額2,703,650,120円

なお、当期は1株につき20円の中間配当をさせていただいておりますので、当期の年間配当金は、1株につき40円となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2022年6月29日

### 配当金等の推移

区 分	第 93 期 2018年度	第 94 期 2019年度	第 95 期 2020年度	第96期(当期) 2021年度
1株当たり年間配当金 (円) (うち期末配当金)	22 (13.5)	31 (20)	40 (24.5)	40 (20)
連結配当性向 (%)	33.7	31.9	34.1	42.6 (予定)
親会社所有者帰属持分配当率(DOE) (%)	3.7	4.7	5.4	4.9 (予定)

(注) 第96期(当期)の1株当たり年間配当金、連結配当性向及び親会社所有者帰属持分配当率(DOE)は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提としております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（<u>電子提供措置等</u>）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会（社外取締役5名及び業務執行取締役2名により構成されます。）の審議を経て決定しております。また、監査等委員会において、指名委員会の委員である監査等委員（社外取締役）からの報告に基づき、取締役の選任の方法・考え方や決定のプロセスを確認し、協議した結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	取締役在任年数	当期の取締役会出席状況（出席率）
1	はま だ ひろ かず 濱 田 宏 一 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役 社長(兼役員) グループCEO 指名委員会委員 報酬委員会委員	5年	14回中14回出席 (100%)
2	くぼ た あき ふみ 窪 田 顕 文 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役 専務執行役員 CFO コーポレート総括 指名委員会委員 報酬委員会委員	9年	14回中14回出席 (100%)
3	にい み ま すみ 新 美 眞 澄 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役 常務執行役員 インフィビスカンパニー プレジデント 同カンパニー SCM本部長	4年	14回中14回出席 (100%)
4	しま たけ し 島 岳 史 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役 常務執行役員 通信計測カンパニー プレジデント	3年	14回中14回出席 (100%)
5	あお き かず よし 青 木 和 義 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員 独立委員会委員長	3年	14回中14回出席 (100%)
6	まさ むら たつ ろう 正 村 達 郎 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長 独立委員会委員	1年	12回中12回出席 (100%)

社外：社外取締役候補者

独立：独立役員として東京証券取引所に届け出ている取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社株式の数 (上記以外の潜在株式数)	当社との特別 の利害関係
1	はま だ ひろ かず <b>濱 田 宏 一</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> (1964年8月17日生)	17,100株 (21,681株)	なし
	<b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b>		
	1988年4月 当社入社 2004年4月 計測事業統轄本部IPネットワーク 事業部第1開発部長 2011年4月 Anritsu Company(米国)バイスプレジデント 2015年4月 当社執行役員 R & D本部長 2016年4月 常務執行役員 計測事業グループ副プレジデント 計測事業本部長	2017年4月 専務執行役員 計測事業グループプレジデント 2017年6月 取締役 2018年4月 代表取締役社長 社長(兼役員)(現任) 2018年6月 代表取締役(現任) 2019年4月 グループCEO(現任)	
	<b>取締役候補者とした理由</b>		
当社グループの主力事業である通信計測事業部門で商品開発及び国内外のマーケティング業務に従事し、業界・技術動向を含めた事業に関する幅広い知識と経験を有しており、現在は当社の代表取締役社長、グループCEOとしてリーダーシップを発揮し、グローバルに展開する当社グループの事業を牽引しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社株式の数 (上記以外の潜在株式数)	当社との特別 の利害関係
2	くぼ た あき ふみ <b>窪 田 顕 文</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> (1960年1月27日生)	21,200株 (12,174株)	なし
	<b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b>		
	1983年4月 当社入社 2007年4月 経理部長 2010年4月 執行役員 財務総括(CFO)(現任) 2013年6月 取締役(現任) 2017年4月 常務執行役員 <b>(重要な兼職の状況)</b> Anritsu U.S. Holding, Inc.(米国)社長	2018年4月 コーポレート総括(現任) グローバルコーポレート本部長 2019年4月 専務執行役員(現任) 2019年10月 Anritsu U.S. Holding, Inc.(米国)社長 (現任)	
	<b>取締役候補者とした理由</b>		
当社及び海外子会社で経理・財務業務を担当し、現在はCFO並びにコーポレート総括として財務戦略とグループ経営管理を担当しており、財務及び会計並びにコーポレートガバナンスに関する幅広い知識と経験を有しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社株式の数 (上記以外の潜在株式数)	当社との特別の 利害関係
3	<p>にい み ま すみ <b>新 美 眞 澄</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span></p> <p>(1959年5月5日生)</p>	15,200株 (5,851株)	なし
	<b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b>		
	1983年4月 当社入社	2016年4月 当社執行役員	
	2006年6月 アンリツ産機システム株式会社 (現アンリツインフィビス株式会社) 製造本部製造部長	2018年4月 当社常務執行役員(現任)	PQA事業グループプレジデント アンリツインフィビス株式会社 代表取締役社長
	2008年6月 Anritsu Industrial Solutions Thailand Co.,Ltd.(タイ) 社長	2018年6月 取締役(現任)	
2011年4月 アンリツ産機システム株式会社 (現アンリツインフィビス株式会社) 企画室長	2021年4月 インフィビスカンパニー プレジ デント(現任)		
2012年4月 同社執行役員		同カンパニー SCM本部長(現任)	
<b>取締役候補者とした理由</b>			
<p>当社グループの事業の柱に成長したPQA(プロダクツ・クオリティ・アシュアランス)事業部門で、生産管理、経営企画、海外子会社経営等の業務に従事し、事業に関する幅広い知識と経験を有しており、現在はPQA事業を担うインフィビスカンパニーの責任者としてリーダーシップを発揮しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社株式の数 (上記以外の潜在株式数)	当社との特別 の利害関係
4	しま たけ し <b>島 岳 史</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> (1964年5月25日生)	5,300株 (8,201株)	なし
	<b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b>		
	1988年4月 当社入社	2017年10月	アジア・大洋州営業本部長
	2009年4月 マーケティング本部販売促進部 APACチーム部長	2019年4月	Anritsu Americas Sales Company (米国) 社長
	2012年4月 マーケティング本部ワイヤレスデバ イス製造ソリューション部長	2019年6月	当社取締役(現任)
2014年4月 マーケティング本部プロダクトマーケ ティング部プロジェクトチーム3部長	2020年4月	常務執行役員(現任)	
2016年4月 計測事業本部グローバルビジネス デベロップメント部長	2021年2月	Anritsu A/S (デンマーク) Chairman(現任)	
2017年4月 執行役員 グローバル営業総括 グローバルセールスセンター長			
<b>(重要な兼職の状況)</b>			
Anritsu A/S (デンマーク) Chairman			
<b>取締役候補者とした理由</b>			
グローバル・ビジネスに関する幅広い知識と豊富な経験を有し、現在は、通信計測カンパニーの責任者として当社グループの主力ビジネスである通信計測事業においてリーダーシップを発揮しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社株式の数 (上記以外の潜在株式数)	当社との特別 の利害関係	
5	<p style="text-align: center;">あお き かず よし <b>青 木 和 義</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #000080; color: white; padding: 2px;">独立</span></p> <p style="text-align: center;">(1955年12月24日生)</p>	なし	なし	
	<b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b>			
	1979年 4月 花王石鹼株式会社(現花王株式会社)入社	2007年 5月 花王株式会社会計財務部門 管理部長		
	1994年 2月 同社和歌山工場 経理課長	2012年 6月 同社執行役員 会計財務部門統括		
	2001年 7月 同社会計財務センター IR部長	2017年 1月 同社退職		
	2003年 3月 同社家庭品国際事業本部 コントローラー	2019年 6月 当社社外取締役(現任)		
2005年 3月 花王(中国)投資公司 副総経理兼副董事長				
<b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b>				
<p>上場会社の会計財務部門の責任者を務め、財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しているほか、グローバル・ビジネスに関する豊富な経験を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行していただくことができると判断し、社外取締役候補者となりました。青木和義氏にはその知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくことを期待しております。また、選任後は指名委員会及び報酬委員会の委員として活動していただくことを予定しております。</p>				
<b>独立性に関する事項</b>				
<p>当社は、青木和義氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、当社が定めた社外役員の独立性に関する基準を充たしております。また、同氏は、取締役に再任された場合、独立の立場で取締役としての職務を遂行することを表明しております。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社株式の数 (上記以外の潜在株式数)	当社との特別 の利害関係	
6	まさ むら たつ ろう <b>正村達郎</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #333; color: white; padding: 2px;">独立</span> (1951年4月2日生)	なし	なし	
	<b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b>			
	1976年4月	日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社	2006年4月	同社取締役 研究開発本部長
	1999年1月	同社NTT未来ねっと研究所企画部長	2011年4月	同社取締役執行役員 事業担当補佐
	2002年4月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現株式会社NTTドコモ）ワイヤレス研究所長	2012年6月	同社取締役執行役員 品質保証本部長 兼 研究所担当
	2005年5月	日本無線株式会社 顧問	2014年4月	同社取締役執行役員 研究開発統括
2005年6月	同社取締役 研究開発担当	2015年6月	同社顧問	
		2018年6月	同社退職	
		2021年6月	当社社外取締役(現任)	
<b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b>				
<p>情報通信技術に関する専門的かつ幅広い知識並びに経営者としての豊富な経験、卓越した見識を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行していただくことができると判断し、社外取締役候補者となりました。正村達郎氏にはその知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくことを期待しております。</p> <p>また、選任後は指名委員会及び報酬委員会の委員として活動していただくことを予定しております。</p>				
<b>独立性に関する事項</b>				
<p>当社は、正村達郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、当社が定めた社外役員の独立性に関する基準を充たしております。</p> <p>また、同氏は、取締役に再任された場合、独立の立場で取締役としての職務を遂行することを表明しております。</p>				

- (注) 1. 各候補者の「所有する当社株式の数」の括弧内の潜在株式数は、信託を活用した株式報酬制度における当期末時点での権利確定済みポイントに相当する株式数であります。
2. 青木和義氏及び正村達郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 青木和義氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。正村達郎氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、青木和義氏及び正村達郎氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。当社は、青木和義氏及び正村達郎氏が原案どおり選任されますと、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

## 【ご参考】

当社は、取締役会における意思決定プロセスの充実と実効性を確保するため、取締役の選任基準及び選任手続、社外役員の独立性に関する基準、並びに取締役が有する主な知識・経験・専門性と当社が期待する分野についてまとめたスキルマトリックスを策定しており、その概要は次のとおりであります。

### ① 取締役の選任基準及び選任手続

社内取締役の選任については、高度な専門知識を持ち、業務遂行における高い能力の発揮と業績への貢献が期待できる人財であることに加え、当社の人財観察軸である「経営ビジョン・経営方針への共鳴」、「人間力」、「戦略的思考、構想力」、「自発性、行動力、論理的思考」、「高い倫理感」の5つの要素を基軸に総合的に評価するものとします。

社外取締役の選任については、取締役会全体としての知識・経験のバランスや、多様なステークホルダーの視点を当社グループの事業活動の監督・適正運営に取り入れる観点から、その専門分野、出身等の多様性等に配慮し、かつ当社からの独立性を勘案した上で、総合的に判断するものとします。

株主総会に提出する取締役の選任議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会(監査等委員であるものについては監査等委員会)での審議を経て、取締役会で決議するものとします。

なお、取締役が当社グループ以外の役員を兼職する場合、当社グループの取締役としての責務を果たし得る範囲内に限ることとし、重要な兼職の状況については、毎年開示することとします。

### ② 社外役員の独立性に関する基準

当社における合理的な調査等に基づき、当社の社外取締役（以下、「社外役員」といいます。）又は当社の社外役員候補者が次に掲げる事項のいずれにも該当しない場合、当社は、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断いたします。

1. 当社及び当社子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者<sup>(注)1</sup>
2. 当社の主要株主<sup>(注)2</sup>又はその業務執行者<sup>(注)1</sup>
3. 当社グループが主要株主<sup>(注)2</sup>となっている者の業務執行者<sup>(注)1</sup>
4. 当社グループを主要な取引先<sup>(注)3</sup>とする者又はその業務執行者<sup>(注)1</sup>
5. 当社グループの主要な取引先<sup>(注)3</sup>又はその業務執行者<sup>(注)1</sup>
6. 当社グループから多額の金銭その他の財産<sup>(注)4</sup>の寄付を受けている者又はその業務執行者<sup>(注)1</sup>
7. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産<sup>(注)4</sup>を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
8. 当社グループとの間で、社外役員の相互就任<sup>(注)5</sup>の関係にある先の出身者
9. 過去<sup>(注)6</sup>において上記1から8までのいずれかに該当していた者
10. 次のa又はbに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
  - a. 上記1に掲げる者（監査等委員である社外取締役又はその候補者の独立性を判断する場合には、業務執行者<sup>(注)1</sup>でない取締役又は業務執行者<sup>(注)1</sup>でない取締役であった者を含む。）のうちの重要な者<sup>(注)7</sup>
  - b. 上記2から8までのいずれかに掲げる者のうちの重要な者<sup>(注)7</sup>
11. 上記に掲げる事項のほか、当社から独立した中立の立場をもって社外役員としての職責を果たせないと合理的に判断される事情を有する者

- (注) 1. 「業務執行者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、使用人等（執行役員を含む。）の業務を執行する者をいう。また、会社以外の法人、組合等の団体の業務を執行する者を含む。
2. 「主要株主」の該当性については、総議決権の10%以上の議決権の直接又は間接的な保有の有無をもって判断の指標とする。
3. 「主要な取引先」については、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2」に関する「主要な取引先」への該当性について示されている考え方に準ずる。
4. 「多額の金銭その他の財産」の該当性については、その価額の総額が、1事業年度につき1,000万円又はその財産の受領者の収入総額の1%のいずれか高い方の額を超えるか否かをもって判断の指標とする。
5. 「社外役員の相互就任」とは、当社グループの出身者が現に他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の出身者が当社グループの社外役員として就任する関係をいう。
6. 「過去」とは、上記基準の1項につき、期間を特に定めない過去のことをいい、上記基準の2項から8項までに掲げる事項につき、直前の事業年度を含む過去5年間をいう。
7. a)における「重要な者」には、上記基準の1項に定める業務執行者のうち、執行役員等の重要な使用人は含まれるが、部長職に準ずる職位以下の使用人は含まれないものとする。また、b)における、上記基準の2項から8項まで（7項を除く。）のいずれかに掲げる者のうちの「重要な者」は、これらのいずれかに掲げる者が業務執行者の場合であって、取締役、執行役、執行役員等の重要な者に限られ、上記基準の7項に掲げる者のうちの「重要な者」は、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者に限られる。
8. 東京証券取引所の規則に基づき、コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び独立役員届出書への記載事項とされる属性情報の「上場会社の取引先又はその出身者」及び「上場会社が寄付を行っている先又はその出身者」における取引及び寄付の各々についての「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」は、その必要に応じて別に定める。

### ③ 取締役が有する主な知識・経験・専門性、当社が期待する分野（スキルマトリックス）

第3号議案が承認可決された場合の取締役及び現任の監査等委員である取締役の各氏が有する主な知識・経験・専門性、並びに当社が期待する分野は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	委員会委員(予定)		取締役候補者が有する専門性等・期待する分野								
		指名委員会	報酬委員会	企業経営 経営戦略	グローバル 国際経験	営業 マーケティング	技術 研究開発	業界知識	財務会計	法務 コンプライアンス	ESG サステナビリティ	
取締役候補者	1 濱田 宏一	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	2 窪田 顕文	○	○	○	○	○			○	○	○	○
	3 新美 眞澄			○	○	○			○			
	4 島 岳史			○	○	○			○			
	5 青木 和義 (社外)	○	○	○	○				○			
	6 正村 達郎 (社外)	○	○	○	○			○	○			
監査等委員である取締役(現任)	- 五十嵐 則夫 (社外)	○	○	○	○					○		
	- 上田 望美 (社外)	○	○							○		○
	- 青柳 淳一 (社外)	○	○		○					○		
	- 脇 永 徹			○	○	○			○			

(注) 上記一覧表は各氏が有する全ての知識、経験等を表すものではありません。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）賞与支給の件

当期末時の取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じ。）6名のうち、社外取締役2名を除く取締役4名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与として総額65百万円を支給いたしたいと存じます。また、各取締役に対する金額は取締役会の決議によることといたしたいと存じます。

なお、本議案は、「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」（30頁）に基づき、独立社外取締役が委員長を務める報酬委員会（社外取締役5名及び業務執行取締役2名により構成されます。）の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると考えております。また、監査等委員会において、報酬委員会の委員である監査等委員（社外取締役）からの報告に基づき、取締役の報酬の考え方や決定のプロセスを確認し、協議した結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

###### イ. 全般的概況

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展、大規模な財政出動等の効果もあり、緩やかな成長が持続しました。その中で、多くの国々が将来の脱炭素社会及び高度なデジタル社会の実現を見据え、様々な取組みを進めました。一方、資源価格及び物流費の高騰、半導体の供給不足の長期化等は企業活動の制約となり、経済の停滞が見られました。更に、ウクライナ情勢等の地政学リスクの高まり、為替の急変動、新型コロナウイルスの感染再拡大等の不安要素もあり、経済の先行きは不透明です。このような状況のもと、当社グループは、グローバル経営の更なる深化を図り、戦略的に事業領域を定め、成長戦略を遂行することで、中期経営計画GLP2023の実現を目指しています。

通信計測事業の主要市場である情報通信分野においては、各国オペレータが5Gサービスを開始していますが、5Gミリ波の技術的課題や、米国でのSub6GHz帯であるCバンド(\*1)の商用化スケジュールの遅れなどにより、5Gスマートフォンの普及速度は緩やかになっています。2022年3月には、3GPPにおいて高周波数帯の拡張、通信エリアの拡大、低消費電力・低コスト通信などの5Gの更なる効率性、性能改善を目的とした新たな仕様「Release 17」(\*2)の標準化が完了しました。ミリ波による5G商用化の普及が遅れている米国においても、Cバンドによる商用化に向けた動きが活発化してきました。5G利活用の領域では、Automotive分野での5G活用に向けた研究開発や、ローカル5Gのようなプライベート領域での5Gネットワーク構築に向けた調査や実証実験が始まっています。更に、次世代の通信規格である6Gの研究開発も始まっています。

また、クラウドサービスの高度化や5Gサービスの進展によるデータ・トラフィックの急増に対応するため、ネットワークの更なる高速化を進めるサービス・プロバイダでは、100Gbpsサービスの導入が本格化するとともに、ネットワーク機器メーカーでは、400Gbpsネットワーク装置の開発も進展しています。

このような環境のもと、通信計測事業グループは、5Gの開発投資需要を獲得するためのソリューションの開発と組織体制の整備に注力し、5G商用化に向けた開発関連需要を獲得しました。また、ネットワーク高速化に向けた開発・生産関連需要も獲得しました。一方、半導体をはじめとする部材の供給不足、新型コロナウイルスの感染再拡大への対処としての都市封鎖などによる影響もみられました。

PQA事業の分野においては、加工食品生産ラインの自動化投資が進んでおり、X線を用いた異物混入検査や包装品質検査など品質保証工程の自動化に係る需要が堅調に推移しました。PQA事業グループは、このような状況下でX線を軸としたソリューションの競争力と販売体制の強化に取り組みました。

また、当社は、中期経営計画GLP2023において「EV、電池測定」を重点的に成長させる分野の一つとして掲げています。2022年1月には、高電圧・大電流・大容量の電気エネルギー制御技術を持つ株式会社高砂製作所を当社の連結子会社とし、EV、電池測定市場の事業基盤拡大に取り組みました。

この結果、受注高は1,106億65百万円（前期比2.9%増）、売上収益は1,053億87百万円（前期比0.5%減）、営業利益は164億99百万円（前期比16.0%減）、税引前利益は171億50百万円（前期比13.5%減）、当期利益は128億41百万円（前期比20.5%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は127億96百万円（前期比20.5%減）となりました。

期末の受注残高は、319億37百万円（前期比41.5%増）であります。

(\*1) マイクロ波帯を分割する際の一つの周波数帯(4~8GHz)の呼び名、(\*2) 3GPPで標準化される規格番号

#### ロ. 事業部門別概況

当期の事業部門別売上収益は次のとおりであります。

区 分	第 95 期(前期)		第 96 期(当期)		前 期 比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
通 信 計 測	74,809	70.6	73,320	69.6	△1,489	△2.0
P Q A	21,419	20.2	21,978	20.8	559	2.6
そ の 他	9,709	9.2	10,089	9.6	379	3.9
合 計	105,939	100.0	105,387	100.0	△551	△0.5

#### 〔通信計測事業〕

この事業部門は、サービス・プロバイダ、ネットワーク機器メーカー、保守工事業者などへ納入する、多機種にわたる通信用及び汎用計測器、測定システム、サービス・アシユアランスの開発、製造、販売を行っています。

当期は、5Gチップセット及び携帯端末の開発需要やデータセンター等でのネットワーク高速化に向けた開発・生産関連需要を獲得しました。一方、世界的な半導体不足や米国でのCバンド商用化スケジュールの遅れが影響し、前期比で減収となりました。費用面では部品調達費用や販売促進費の増加に加えて、第2四半期には固定資産除却損355百万円が発生しています。

この結果、売上収益は733億20百万円（前期比2.0%減）、営業利益は152億2百万円（前期比14.2%減）となりました。

なお、当期より、事業の名称を「計測事業」から「通信計測事業」に変更しています。

## 【PQA（プロダクツ・クオリティ・アシュアランス）事業】

この事業部門は、高精度かつ高速の各種自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機などの食品・医薬品・化粧品産業向けの生産管理・品質保証システム等の開発、製造、販売を行っています。

当期は、アジアや米国などの新型コロナウイルス感染症の状況が改善している地域において、食品市場の品質保証プロセスの自動化、省人化を目的とした設備投資が堅調に推移しましたが、半導体不足による部品調達費用の増加等により、増収減益となりました。

この結果、売上収益は219億78百万円（前期比2.6%増）、営業利益は11億73百万円（前期比12.5%減）となりました。

## 【その他の事業】

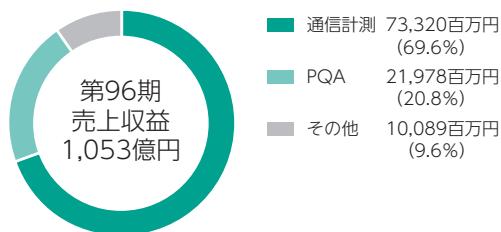
これら2事業以外に、環境計測事業、センシング&デバイス事業、物流、厚生サービス、不動産賃貸等の事業を展開しております。

当期は、センシング&デバイス事業においては、価格競争の激化等により減収となりましたが、2022年1月4日付で株式会社高砂製作所を連結子会社とし、当第4四半期より同社を連結対象としたことにより、その他の事業としては増収となりました。

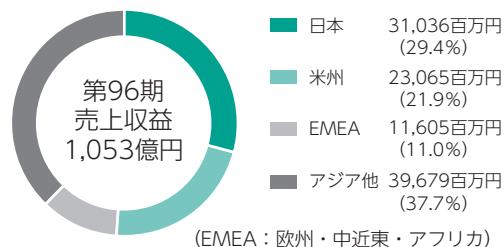
この結果、売上収益100億89百万円（前期比3.9%増）、営業利益は11億23百万円（前期比37.5%減）となりました。

売上収益1,053億87百万円を地域別に見ますと、日本は310億36百万円（前期比3.6%減）、米州は230億65百万円（前期比7.9%増）、EMEA(欧州・中近東・アフリカ)は116億5百万円（前期比5.3%増）、アジア他は396億79百万円（前期比4.0%減）であり、当社グループ全売上収益に対する比率は日本29.4%、米州21.9%、EMEA11.0%、アジア他37.7%であります。

### ■事業部門別売上収益（連結）



### ■地域別売上収益（連結）



## ② 設備投資の状況

当期の設備投資は総額56億58百万円であり、主力の通信計測事業を中心に技術革新と販売競争に対処するため開発環境基盤強化と原価低減及び製品品質向上に向けた投資を継続するとともに、グローバルでの情報システム統一に向けた投資を推進しました。

## ③ 資金調達の状況

当期において、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 93 期 2018年度 (IFRS基準)	第 94 期 2019年度 (IFRS基準)	第 95 期 2020年度 (IFRS基準)	第96期(当期) 2021年度 (IFRS基準)
受 注 高(百万円)	100,819	107,709	107,567	110,665
売 上 収 益(百万円)	99,659	107,023	105,939	105,387
営 業 利 益(百万円)	11,246	17,413	19,651	16,499
税 引 前 当 期 利 益(百万円)	11,362	17,181	19,838	17,150
当 期 利 益(百万円)	8,991	13,397	16,143	12,841
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	8,956	13,355	16,105	12,796
基本的1株当たり当期利益(円)	65.20	97.20	117.18	93.98
資 産 合 計(百万円)	130,467	138,873	144,100	153,261
親会社の所有者に帰属する持分(百万円)	85,560	94,172	109,258	114,196
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	622.87	685.25	794.88	846.15

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 93 期 2018年度 (日本基準)	第 94 期 2019年度 (日本基準)	第 95 期 2020年度 (日本基準)	第96期(当期) 2021年度 (日本基準)
受 注 高(百万円)	47,576	58,536	59,772	76,532
売 上 高(百万円)	46,866	56,963	59,622	73,580
営 業 利 益(百万円)	7,379	10,520	12,306	11,358
経 常 利 益(百万円)	8,151	12,784	15,098	15,394
当 期 純 利 益(百万円)	6,970	10,353	13,727	18,604
1株当たり当期純利益(円)	50.74	75.36	99.88	136.64
総 資 産(百万円)	126,327	133,436	128,902	141,413
純 資 産(百万円)	80,516	87,547	96,420	104,139
1株当たり純資産(円)	585.68	636.69	701.21	771.41

## ■企業集団の財産及び損益の状況の推移

### 売上収益

(単位：百万円)



### 営業利益

(単位：百万円)



### 当期利益

(単位：百万円)



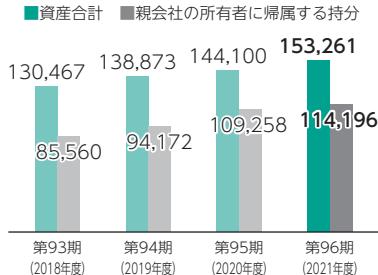
### 基本的1株当たり当期利益

(単位：円)



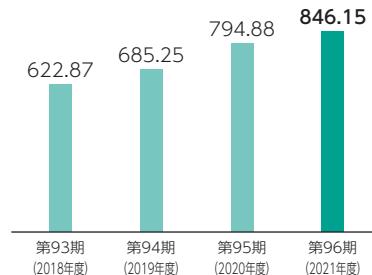
### 資産合計/親会社の所有者に帰属する持分

(単位：百万円)



### 1株当たり親会社所有者帰属持分

(単位：円)



## (3) 重要な子会社等の状況

## ① 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
東 北 ア ン リ ツ 株 式 会 社	250百万円	100%	計測器等の製造
株 式 会 社 高 砂 製 作 所	120	99.7	電源機器、情報通信機器等の製造、販売
ア ン リ ツ イ ン フ ィ ビ ス 株 式 会 社	100	100	食品・医薬用検査機器の製造
ア ン リ ツ カ ス タ マ ー サ ポ ー ト 株 式 会 社	100	100	計測器の校正、修理、保守
ア ン リ ツ デ バ イ ス 株 式 会 社	90	100	光デバイスの製造
株 式 会 社 ハ ピ ス マ	30	100	製造請負業務
ア ン リ ツ 興 産 株 式 会 社	20	100	物流、厚生サービス、施設管理
ア ン リ ツ 不 動 産 株 式 会 社	20	100	不動産の賃貸
A T テ ク マ ッ ク 株 式 会 社	10	50	切削・板金部品、ユニット組立品の製造・販売
Anritsu U.S. Holding, Inc. [米国]	9千米ドル	100	海外子会社の持株会社
Anritsu Company [米国]	11,098千米ドル	(100)	計測器等の製造
Anritsu Americas Sales Company [米国]	1千米ドル	(100)	計測器等の販売
Anritsu EMEA GmbH [オーストリア]	35千ユーロ	100	計測器等の販売
Anritsu Company Ltd. [香港]	43,700千香港ドル	100	計測器等の販売
Anritsu A/S [デンマーク]	217,000千デンマーク クローネ	100	サービス・アシユアランス等

- (注) 1. 出資比率欄の括弧内の数字は間接比率を示しております。  
 2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。  
 3. 当社は、2021年4月1日付で、EMEA地域における計測器販売を統括させるため、Anritsu EMEA GmbH(オーストリア)を設立し、Anritsu EMEA Ltd.(英国)から地域営業統括機能を移管しました。これにより、Anritsu EMEA Ltd.(英国)は重要性が低下したため、上記重要な子会社から除外しております。  
 4. 当社は、2021年9月1日付で株式会社ハピスマを設立し、障がいをお持ちの方が個性と能力を発揮できる就労環境を整備しました。同社は2022年1月14日付で「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく特例子会社として厚生労働大臣の認定を受けております。  
 5. 当社は、2022年1月4日付で、株式会社高砂製作所の株式の99.7%を取得し、同社を当社の連結子会社としました。

## ② 重要な関係会社の状況 (2022年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
A K R a d i o D e s i g n 株 式 会 社	10百万円	50%	通信・データの解析システムの開発、販売等

- (注) AK Radio Design株式会社は、2021年6月25日付で当社と株式会社構造計画研究所との共同出資により設立されました。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、情報通信分野においては、5Gの更なる技術革新や利活用分野への進展に伴い、今後も5G関連の需要は拡大していくことが見込まれます。また、データセンター等でのネットワーク・インフラの拡充に向けた需要の拡大も期待されます。一方、半導体不足の長期化に伴う部品調達リスクについては、今後も継続すると見込んでいます。このような事業環境の中、当社グループは、以下の経営理念・経営ビジョン・経営方針及び中長期経営戦略のもと、中期経営計画 GLP2023(計画期間: 2021~2023年度)の達成に取り組み、5Gビジネスを中心に、更に5G利活用分野への広がりやネットワーク高速化の需要拡大に的確に対応したソリューションをタイムリーに提供することで、競争力優位を確立し、5G/IoT社会を支えるリーディングカンパニーを目指します。

##### ① 経営理念・経営ビジョン・経営方針

当社は、様々なステークホルダーに対する責任と対話を重視し、以下のとおり経営理念・経営ビジョン・経営方針を策定しています。

##### 【経営理念】

誠と和と意欲をもって、“オリジナル&ハイレベル”な商品とサービスを提供し、安全・安心で豊かなグローバル社会の発展に貢献する

##### 【経営ビジョン】

「はかる」を超える。限界を超える。共に持続可能な未来へ

##### 【経営方針】

1. 克己心を持ち、「誠実」な取り組みにより人も組織も“日々是進化”を遂げる
2. 内外に敵を作らず協力関係を育み、「和」の精神で難題を解決する
3. 進取の精神に富み、ブレークスルーを生み出す「意欲」を持つ
4. ステークホルダーと共に人と地球にやさしい未来をつくり続ける「志」を持つ

##### ② 中長期的な経営戦略及び中期経営計画GLP2023

当社グループは、主力の通信計測事業を軸に、情報通信サービスに関わるビジネスを展開しております。現在の5Gシステムに代表される通信インフラの様々なイノベーションは、社会を劇的に変革するとともに、人類に「つながる」ことの豊かさを提供し、グローバル社会の進歩を生み出してきました。「誠と和と意欲」、「オリジナル&ハイレベル」を経営理念とするアンリツは、情報通信における品質の見える化のために研ぎ澄ましてきた「はかる」技術を食品・医薬品分野にも水平展開し、安全・安心な社会に貢献しています。

当社グループは、2021年4月に新たな経営ビジョンのもと、新たに3ヶ年の中期経営計画 GLP2023をスタートいたしました。

当社のコンピテンシーである「はかる」を極めていくとともに、内外の異なる発想や技術を更に掛け合わせ、従来の「はかる」を超えた価値や新領域を開拓していくことで次の事業の柱を成長させ、攻めの姿勢で今までのアンリツの限界を超えてまいります。関係するあらゆるステークホルダーとともに持続可能で魅力的な未来を次世代に繋いでいくという思いを込めた経営ビジョンのもと、2030年度には安定した収益を上げる企業としての2,000億円企業を目指してまいります。

GLP2023の3年間は、5G計測市場のピークに向けた成長の3年であり、新たな芽を成

長させる3年でもあります。4つのカンパニーと先端技術研究所の体制のもと、重点的に新たに成長させる4つの分野を1)EV(電気自動車)、電池測定、2)ローカル5G、3)光センシング、4)医療・医薬品と捉え、それぞれの分野で外部との連携やM&A等を行うことで成長を加速させてまいります。

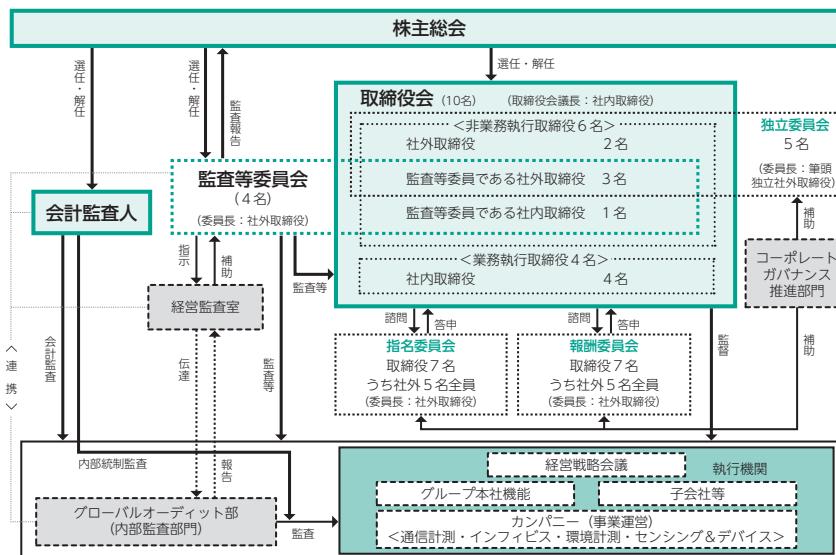
また、その先の将来も見据え、6GやNEMS(Nano Electro Mechanical Systems ※)の基礎研究も開始しております。組織の枠を超え、会社の枠を超え、今までの概念に縛られず、前進してまいります。

(※) NEMS：半導体加工技術をベースとするマイクロマシンを更に小型化した、nmオーダーの機械構造を持つデバイス

### ③ コーポレートガバナンスの充実

当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくことを経営の最重要課題としております。その目標を実現するために、コーポレートガバナンスが有効に機能する仕組みを構築することに努めております。執行役員制度導入による意思決定と業務執行の分離の促進、「監査等委員会設置会社」への移行、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会・報酬委員会・独立委員会の設置、取締役会の実効性評価の実施などの従前からの取組みに加え、社外取締役比率50%以上を確保することにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることで、グローバルな視点でより透明性の高い経営の実現を目指してまいります。なお、当社は、前記の視点を明確にするため、「アンリツ株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」を制定しており、当社ウェブサイト(<https://www.anritsu.com/ja-JP>)に掲載しております。

#### ■コーポレートガバナンス体制図(2022年3月31日現在)



#### ④ サステナビリティの推進

当社グループは、誠実な企業活動を通じてグローバルな社会の要請に対応し、社会課題の解決に貢献してこそ企業価値の向上が実現されると考えています。従来より実践している当社のサステナビリティ経営の活動をベースに、その基本的な考え方を定めた「サステナビリティ方針」には、2015年に国連で採択されたSDGs(Sustainable Development Goals：国連総会で定められた持続可能な開発目標)アジェンダの5つのP、すなわち、People、Planet、Prosperity、Peace、Partnershipの要素が包含されています。

##### 【サステナビリティ方針】

私たちは「誠と和と意欲」をもってグローバル社会の持続可能な未来づくりに貢献することを通じて、企業価値の向上を目指します。

1. 長期ビジョンのもと事業活動を通じて、安全・安心で豊かなグローバル社会の発展に貢献します。
2. 気候変動などの環境問題へ積極的に取り組み、人と地球にやさしい未来づくりに貢献します。
3. すべての人の人権を尊重し、多様な人財とともに個々人が成長し、健康で働きがいのある職場づくりに努めます。
4. 高い倫理観と強い責任感をもって公正で誠実な活動を行い、経営の透明性を維持して社会の信頼と期待に応える企業となります。
5. ステークホルダーとのコミュニケーションを重視し、協力関係を育み、社会課題の解決に果敢に挑んでいきます。

当社グループは、この方針のもと、経営資源を最大限に活かして、活動を展開し、世界共通目標SDGsの実現に貢献することを通じて、企業価値の向上を目指してまいります。

#### ■中期経営計画GLP2023 サステナビリティ目標

	目標・取組	GLP2023:KPI
E 環境	温室効果ガス削減に向けた長期計画と取組	・温室効果ガス (Scope1+2)：2015年度比23%削減 ・温室効果ガス (Scope3)：2018年度比13%削減
	自家発電比率の向上 (PGRE 30)	・自家発電比率：13%以上
S 社会	ダイバーシティ経営の推進	・女性の活躍推進：女性幹部職比率15%以上 ・高齢者活躍推進：70歳までの雇用及び新処遇制度確立 ・障がい者雇用促進：職域開発による法定雇用率2.3%達成
	グローバルなCSR調達の推進	・サプライチェーン・デューデリジェンスの強化：3年累積10社以上 ・CSR調達に係るサプライヤへの情報発信：2回/年以上 ・CSR調達に係るサプライヤへの教育：1回/年以上
G ガバナンス	グローバルなガバナンス力向上	・当社取締役会の多様性の推進、社外取締役比率：50%以上
	グループ内部統制構築の推進	・全海外子会社が統制自己評価 (CSA) の基準を満たす。

(※) Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)、Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope3：Scope1・Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業部門	主要製品等
通信計測	デジタル通信・IPネットワーク用測定器、光通信用測定器、移動通信用測定器、RF・マイクロ波・ミリ波帯汎用測定器、サービス・アシユアランス
P Q A	自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機、総合品質管理・制御システム
その他	環境計測、センシング&デバイス、不動産賃貸等

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

	所在地
本社	神奈川県厚木市
営業拠点	神奈川県厚木市、東京都大田区、北海道札幌市、宮城県仙台市、埼玉県さいたま市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市・吹田市、福岡県福岡市
事業所	福島県郡山市

② 子会社

名	称	所在地
アンリツインフィビス株式会社	株式会社ハピスマ	神奈川県厚木市
アンリツカスタマーサポート株式会社	アンリツ興産株式会社	
アンリツデバイス株式会社	アンリツ不動産株式会社	
株式会社高砂製作所		神奈川県川崎市
A Tテクマック株式会社		神奈川県平塚市
東北アンリツ株式会社		福島県郡山市
Anritsu Company	Anritsu Americas Sales Company	米国・カリフォルニア
Anritsu EMEA GmbH		オーストリア・ウィーン
Anritsu Company Ltd.		香港・カオルーン
Anritsu A/S		デンマーク・コペンハーゲン

(7) 使用人(従業員)の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,168名	+214名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,758名	+474名	44.2歳	19.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であります。  
 2. 当期において実施した子会社の吸収分割、買収による子会社化等により、当期末現在の従業員数が前期末比で増加しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,200百万円
三井住友信託銀行株式会社	650百万円
株式会社横浜銀行	520百万円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 400,000,000株  
② 発行済株式の総数 138,308,494株 (自己株式3,125,988株を含む。)

(注) 当期中における第13回及び第15回新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、発行済株式総数が前期末に比べ、26,000株増加しました。

- ③ 株主数 73,477名  
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	21,394	15.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	8,288	6.13
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	2,473	1.83
住友生命保険相互会社	2,314	1.71
株式会社日本カストディ銀行・三井住友信託退給口	2,000	1.48
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,944	1.44
J P モルガン証券株式会社	1,866	1.38
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,605	1.19
JUNIPER	1,485	1.10
三井住友海上火災保険株式会社	1,334	0.99

(注) 1. 自己名義で所有している株式の数は3,125,988株であります。上記の大株主より除外しています。  
2. 持株比率は自己株式 (3,125,988株) を控除して計算しております。

### ⑤ 当期中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2018年7月30日及び同年10月31日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役及び監査等委員であるものを除きます。以下同じ。)並びに執行役員及び理事に対する信託を用いたインセンティブ・プラン(2018年6月26日開催の第92期定時株主総会の決議に基づき、従前の制度の一部を変更して継続した当社取締役向けの業績連動型株式報酬制度を含みます。以下「本制度」といいます。)に係る細目事項を決定し、更に、2021年4月27日開催の取締役会において、本制度を継続運用することを決議しました。なお、第92期定時株主総会では、当社取締役5名に対する株式報酬枠として、2018年度から2020年度まで(かかる期間の満了により、取締役会決議に基づき対象期間を延長する場合においては、そのために係る延長後の期間)の3事業年度で合計金210百万円以内、1事業年度あたり50,000株相当のポイント数を付与上限とすること、並びに本制度の詳細の決定を取締役に一任すること等が決議されています。

本制度は、大要、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、取締役会で定める株式交付規程に従って、当社取締役を含む制度対象者に付与されるポイントの累積数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて交付される、という役員向け株式交付信託の仕組みを用いた株式報酬制度であり、制度対象者が当社株式の交付を受ける時期は、原則、各氏の退任時となります。

本制度において、当期中での株式の交付はありませんが、当期中に当社取締役4名に付与されたポイント数の合計は21,766個であり、これは当社株式21,766株に相当します。

#### ⑥ その他株式に関する重要な事項

前記「⑤ 当期中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のインセンティブ・プランの運用に際し、役員向け株式交付信託が2018年11月及び2021年11月に取引市場を通じて当社普通株式を取得した経緯がありますが、当社の自己の所有に係るものではないことから、当該株式の数は前記自己株式の数に含めておりません。なお、当期末時に当該信託に係る信託口が所有する株式223,600株については、連結計算書類及び計算書類上、自己株式として会計処理しております。また、当該信託による当社株式の取得は、取引市場を通じたものであり、本制度による当社株式の希薄化は生じておりません。

### (2) 新株予約権等の状況

#### ① 当期末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況（2022年3月31日現在）

- イ. 新株予約権の数 150個
- ロ. 目的である株式の種類及び数 普通株式 15,000株
- ハ. 当社役員の保有状況

	回次	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取締役 (監査等委員であるものを除く)	第12回	1,295円	2016年8月22日～2022年8月21日	50個	1名
	第13回	1,295円	2016年8月22日～2022年8月21日	20個	1名
	第14回	956円	2017年9月1日～2023年8月31日	50個	1名
	第15回	956円	2017年9月1日～2023年8月31日	30個	1名

(注) 当社は、社外取締役に対して新株予約権を割り当てておりません。

- ② 当期中に職務執行の対価として従業員等に対して交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 ( 社 長 )	* 濱 田 宏 一	グループCEO 指名委員会委員、報酬委員会委員
取 締 役 ( 専 務 執 行 役 員 )	* 窪 田 顕 文	CEO、コーポレート総括 指名委員会委員、報酬委員会委員 Anritsu U.S. Holding, Inc.(米国)社長
取 締 役 ( 常 務 執 行 役 員 )	* 新 美 眞 澄	インフィビスカンパニー プレジデント 同カンパニー SCM本部長
取 締 役 ( 常 務 執 行 役 員 )	* 島 岳 史	通信計測カンパニー プレジデント Anritsu A/S (デンマーク) Chairman
取 締 役	青 木 和 義	指名委員会委員長、報酬委員会委員、独立委員会委員長
取 締 役	正 村 達 郎	指名委員会委員、報酬委員会委員長、独立委員会委員
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	五 十 嵐 則 夫	指名委員会委員、報酬委員会委員、独立委員会委員 公認会計士 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	上 田 望 美	指名委員会委員、報酬委員会委員、独立委員会委員 弁護士、紀尾井坂テーミス総合法律事務所 パートナー 株式会社ミクシィ 社外監査役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	青 柳 淳 一	指名委員会委員、報酬委員会委員、独立委員会委員 公認会計士、青柳淳一公認会計士事務所 代表
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	脇 永 徹	

- (注) 1. 取締役 青木和義氏及び正村達郎氏並びに監査等委員である取締役 五十嵐則夫氏、上田望美氏及び青柳淳一氏は、社外取締役であります。なお、当社は、5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員である取締役 脇永徹氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、社内の事情に精通し、容易に会社の情報を収集できる者が、経営戦略会議等の取締役会以外の重要な会議に出席したり、代表取締役、業務執行取締役、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに監査・監督を行うことで、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 監査等委員である取締役 五十嵐則夫氏及び青柳淳一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2021年6月24日開催の第95期定時株主総会において、正村達郎氏は取締役（監査等委員であるものを除く。）に、上田望美氏、青柳淳一氏及び脇永徹氏は、監査等委員である取締役に、それぞれ新たに選任され就任しました。
5. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位
関 孝 哉	2021年6月24日	任 期 満 了	取締役 (社外取締役)
清 水 恵 子	2021年6月24日	任 期 満 了	監査等委員である取締役 (社外取締役)
谷 合 俊 澄	2021年6月24日	任 期 満 了	監査等委員である取締役 (常勤)

6. \*印を付した取締役は執行役員・理事を兼務しております。2022年4月1日現在の執行役員・理事は次のとおりであります。

地	位	氏名	地	位	氏名
社務	執行役員	濱田 宏一	執行役員	杉田 俊一	
専務	執行役員	窪田 田文	執行役員	田中 憲幸	
常務	執行役員	新島 眞澄	執行役員	高橋 幸正	
執行役員	執行役員	橋本 康伸	執行役員	野田 正嘉	
執行役員	執行役員	藤掛 博幸	執行役員	ラフ・ジーラ	
執行役員	執行役員	徳本 彰	執行役員	野田 華	
執行役員	執行役員	播磨 正貴	執行役員	阿部 真	
執行役員	執行役員	藤坂 本司	執行役員	安城 哉	

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 青木和義氏及び正村達郎氏並びに監査等委員である取締役 五十嵐則夫氏、上田望美氏、青柳淳一氏及び脇永 徹氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者には、当社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）のほか、当社の執行役員・理事並びに子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者が含まれております。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において、所定の事由に該当する場合には填補の対象としないこととする旨の規定を設けております。

## ④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、報酬委員会の審議を経て、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会での審議結果が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員報酬等の内容の決定に関する方針の内容は次のとおりであります。

### 〔役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針〕

取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、イ. において同じ。）及び執行役員・理事（以下、これらの者を「役員等」といいます。）の報酬等については、取締役会の諮問機関である報酬委員会において、報酬の制度、支給条件等の内容、水準及び分配バランス等について審議され、取締役会が報酬委員会の答申を受けて、株主総会決議により承認された範囲内でこれを決定しております。また、透明性を担保するため、役員等へ報酬等が支給された後、報酬等の決定プロセスと支給の結果等について報酬委員会で確認し、更にその内容を取締役に報告することとします。

基本方針：

#### イ. 役員等に対する報酬等

役員等の報酬等の基本方針は次のとおりであります。

- ・ 経営目標の達成と企業価値の持続的な向上への意欲の創出に繋がる制度・内容とする。
- ・ グローバル企業の役員として望まれる優秀で多様な人財を確保することができる魅力的な制度・内容とする。
- ・ 報酬等の決定プロセス及び分配バランスの妥当性・客観性を確保する。

役員等の報酬等は、前記の方針のもと、その構成・水準については外部調査機関による役員報酬データにも照らしつつ、各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の増大に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼に、職責等に応じた基本報酬及び業績連動報酬のバランスを勘案し、決定することとしております。

なお、役員等の報酬等の現在の体系は、基本報酬の50%相当額を業績連動報酬とし、当該役員等が株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な視点での業績や株式価値を意識した経営を動機づける制度設計を採り入れております。ただし、業務を執行しない者（社外取締役を含みます。）については、固定報酬とすることを原則とします。

業績連動報酬は、金銭によるもの（賞与：基本報酬の30%相当額）と信託を用いたインセンティブ・プランによる非金銭報酬（株式報酬：基本報酬の20%相当額）により構成されます。評価対象とすべき事業年度における経営指標に関する数値目標に対する達成度、各々が予め設定した非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度等に照らし、評価を行うこととしております。その評価にあたり、各人の職域に配慮して非財務的な観点等での考課を要するものについては、取締役会の決議により、その考課を施し他の算定要素と合わせて各人に配分される報酬等の額を決定する裁量を代表取締役社長に委ねることができることとします。

#### ロ. 監査等委員である取締役に対する報酬等

監査等委員である取締役の報酬等は、当社の職務執行に対する監査の実効性を確保することを主眼に、業務執行者から独立して監査等委員の職責を全うするために、株主総会決議により承認された範囲内で固定報酬として監査等委員の協議に基づき決定することとしております。報酬の水準については、外部調査機関による役員報酬データに照らしつつ、業務執行取締役及び監査等委員でない非常勤の取締役の水準にも留意して決定することとします。

## ⑤ 取締役の報酬等の総額

区 分	人数	報 酬 等 の 額			合 計
		金銭報酬		非金銭報酬	
		基本報酬	賞与 (業績連動)	株式報酬 (業績連動)	
取締役（監査等委員であるものを除く）	7名	143百万円	65百万円	14百万円	223百万円
うち社外取締役	3名	19百万円	－	－	19百万円
取締役（監 査 等 委 員）	6名	51百万円	－	－	51百万円
うち社外取締役	4名	27百万円	－	－	27百万円
合 計	13名	194百万円	65百万円	14百万円	274百万円
うち社外取締役	7名	47百万円	－	－	47百万円

- (注) 1. 2015年6月25日開催の第89期定時株主総会の決議による役員報酬（基本報酬）限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。）は、取締役（監査等委員であるものを除きます。）年額260百万円（うち社外取締役分は年額45百万円）、監査等委員である取締役年額60百万円です。なお、当該株主総会終結時において、取締役（監査等委員であるものを除きます。）は8名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）であります。
2. 上記賞与65百万円は、2022年6月28日開催予定の第96期定時株主総会において付議いたします取締役（監査等委員であるものを除きます。）4名に対する賞与です。
3. 上記株式報酬14百万円は、2018年6月26日開催の第92期定時株主総会及び当該株主総会の決議に基づき2021年4月27日開催の取締役会において決議された株式報酬額のうち、取締役（監査等委員であるものを除きます。）4名に対する株式報酬に係る当期費用計上額です。
4. 当社は、監査等委員である取締役及び社外取締役に対して、賞与及び株式報酬を支給しておりません。
5. 業績連動報酬等につきましては、当社の経営ビジョンの実現に向けて各人が業績目標の達成に邁進していくための動機付けを行うことを狙い、短期インセンティブ報酬（金銭・賞与）及び中長期インセンティブ報酬（株式交付信託を用いた株式報酬）のそれぞれに応じて、当社にふさわしい指標と考えられるものを採り入れています。すなわち、賞与の額の算定には、全社業績目標達成度の評価指標としての当該事業年度における連結ROEに加え、各人の担当職域部門等の業績の会社業績への貢献度をはかるものとして、売上高、営業利益及びESG/SDGs目標の達成度等の指標を用いています。更に、各人の設定した財務業績以外の目標に対する実績も評価の考慮要素としております。また、株式報酬制度における評価指標としては、本制度の対象期間における各事業年度の期初に定める営業利益目標及び中期経営計画に掲げる営業利益を採用し、業績との非連動部分を除き、目標達成度に応じて0～100%の範囲で支給額又は交付株式数（ポイント数）が変動します。これらの業績連動報酬の評価に用いている主な業績に係る指標において、中期経営計画「GLP2023」の計画初年度の2022年3月期の当社グループ連結業績見通しとして、売上収益1,140億円、営業利益205億円、営業利益率18%、ROE14%を期初に掲げていたところ、売上収益1,053億円、営業利益164億円、営業利益率15.7%、ROE11.5%の実績となりました。
6. 非金銭報酬等につきましては、株式報酬制度により交付されることとなる当社株式がその内容となります。なお、本制度に係る株主総会決議に関する事項、本制度の内容の概要及び当期における交付状況は、「2. (1)⑤ 当期中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
7. 賞与につきましては、取締役会は、「④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針」に則り、代表取締役(社長 グループCEO 濱田宏一)に対し、当社グループにおける各業務執行取締役の担当職域での貢献度等に配慮した考課を行うために適任であると判断し、目標達成度（財務業績以外の目標の達成度）の評価に関する部分の裁量をもって各人への配分額を決定することを委任しています。
8. 上記人数には、2021年6月24日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員であるものを除きます。）1名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役2名（うち社外取締役1名）が含まれております。

## ⑥ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の兼職の状況 (他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合)

氏 名	地 位	兼 職 先 及 び 兼 職 内 容
五十嵐 則夫	社外取締役 (監査等委員)	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)
上田 望美	社外取締役 (監査等委員)	株式会社ミクシィ 社外監査役
青柳 淳一	社外取締役 (監査等委員)	青柳淳一公認会計士事務所 代表

(注) 当社と三菱UFJ証券ホールディングス株式会社、株式会社ミクシィ及び青柳淳一公認会計士事務所との間に特別の関係はありません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
青木 和義	社外取締役	当期開催の取締役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験と財務及び会計に関する幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、指名委員会の委員長及び筆頭独立社外取締役として独立委員会の委員長を務めたほか、報酬委員会の委員(2021年6月までは委員長)として活動しました。
正村 達郎	社外取締役	取締役就任後、当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験と情報通信技術に関する専門的かつ豊富な知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員長を務めたほか、指名委員会及び独立委員会の委員として活動しました。
五十嵐 則夫	社外取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士及び大学教授経験者としての財務及び会計並びに経営に関する専門的見地に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、当期開催の監査等委員会14回のうち14回に出席し、監査等委員会の委員長として委員会の議事運営を行うとともに、監査活動及び結果について専門的見地から発言を行っております。更に、独立委員会の委員として活動したほか、指名委員会及び報酬委員会の委員として各委員会に出席し、取締役の選任・報酬に関する監査等委員会の意見形成に努めました。
上田 望美	社外取締役 (監査等委員)	監査等委員である取締役就任後、当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての法律に関する専門知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、監査等委員である取締役就任後、当期開催の監査等委員会9回のうち9回に出席し、監査活動及び結果について専門的見地から発言を行っております。更に、独立委員会の委員として活動したほか、指名委員会及び報酬委員会の委員として各委員会に出席し、取締役の選任・報酬に関する監査等委員会の意見形成に努めました。
青柳 淳一	社外取締役 (監査等委員)	監査等委員である取締役就任後、当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての財務及び会計に関する専門的見地並びに海外を含む豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、監査等委員である取締役就任後、当期開催の監査等委員会9回のうち9回に出席し、監査活動及び結果について専門的見地から発言を行っております。更に、独立委員会の委員として活動したほか、指名委員会及び報酬委員会の委員として各委員会に出席し、取締役の選任・報酬に関する監査等委員会の意見形成に努めました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	83百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、業務執行取締役、経理部等の社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の過年度の職務執行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性及び妥当性について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断しましたので、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

#### ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める場合のいずれかに該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否につきましては、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、毎期検討を行います。その結果、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は次のとおりであります。

### ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、経営理念で掲げる「誠と和と意欲」を基本に、経営方針で「克己心を持った誠実な取り組み」を表明するとともに、「品格ある企業」に成長することを目指して、アンリツグループ企業行動憲章、アンリツグループ行動規範を制定し、法令と企業倫理の遵守を当社及びその子会社からなる企業集団（以下「アンリツグループ」という。）の企業活動の原点としています。

ロ. 当社の取締役及び執行役員・理事は、この基本方針の実践が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、アンリツグループの実効ある体制の整備を行い、企業倫理の徹底を図ります。

ハ. グループCEOを議長とする経営戦略会議のもと、当社の企業倫理推進委員会は、倫理法令遵守基本規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会（情報管理・公正取引推進・輸出入管理・環境管理等の委員会）及び子会社関連部門と連携しながら、アンリツグループのコンプライアンス体制の整備、充実に努めます。また、企業倫理推進委員会は、コンプライアンス上の問題点を当社の取締役会に定期的に報告し、取締役会は問題点の改善に努めます。

ニ. 企業倫理推進委員会は、コンプライアンスに関わる各委員会及び子会社関連部門と連携して、アンリツグループの従業員に対して教育研修を実施し、その効果をモニタリングします。当社の内部監査部門は、内部監査規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会及び企業倫理の推進を担う法務部門の活動を監査します。

ホ. アンリツグループの従業員等は、アンリツグループ行動規範に違反するおそれがある行為が行われていることを知った場合は、上司経由又は自らが社内窓口もしくは社外窓口で報告・通報する手段を有します。この場合において、報告・通報の事実は秘密として扱われ、報告・通報者が、当該報告・通報を理由として何らの不利益を被ることはありません。当社は、これらの取扱いを規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。

ヘ. 当社は、アンリツグループの適正な財務報告とその信頼性を確保するために、内部統制システム基本規程に基づき、アンリツグループの内部統制の確実な運用と継続的改善を行います。

ト. アンリツグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助成する行為を排除します。また、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と密に連携して対応することとします。

チ. アンリツグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らして適切なものとします。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 当社は、業務上取り扱う情報について、情報管理基本規程に基づき、厳格かつ適切に管理する体制を整備し運用します。

ロ. 取締役及び執行役員・理事の意思決定と業務の執行に係る文書（例えば、株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、経営戦略会議議事録と関連資料等）については、法令及び営業秘密管理規程に基づき、保管責任者、保管期間、保管方法を明確にして、適切に管理し、取締役が当該文書を速やかに閲覧できる体制を整備します。

ハ. 営業秘密、個人情報については、法令及び営業秘密管理規程、個人情報保護規程に基づき、厳格かつ適切に管理します。

### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、アンリツグループの主要リスクを①経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、②法令違反リスク、③環境保全リスク、④製品・サービスの品質リスク、⑤輸出入管理リスク、⑥情報セキュリティリスク、⑦感染症・災害リスクであると認識し、リスクごとにリスク管理責任者を明確にしてリスクマネジメント体制を整備します。当社のリスクマネジメント推進部門は、規則・ガイドラインの制定、教育研修の実施などを行い、リスク管理レベルの向上と事業の継続発展を確保するための体制を整備します。

ロ. アンリツグループの中期経営計画策定の過程においては、経営環境の変化を踏まえてアンリツグループのリスクを洗い出し、経営目標を達成するためにリスク対応策を策定します。また、グループCEOを議長とする当社の常勤取締役及び執行役員・理事で構成される月例の経営戦略会議において、必要に応じてリスク分析とリスク対応策の進捗状況を審議するとともに、当社の取締役会に報告します。

ハ. これらのリスクマネジメントに関する活動をアンリツグループとして体系化し統一的に運用するため、リスクマネジメント基本規程を制定し、企業価値を一層向上させ、企業活動の持続的発展に結びつけていきます。

ニ. アンリツグループの経営に重大な影響を及ぼすおそれがある事象が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程に基づき、グループCEOが関係者を招集し、状況の把握と対策を講ずるとともに、速やかに取締役会及び監査等委員会に報告します。

ホ. 重大な事故、災害が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程及び災害・緊急対策基本規程に基づき、グループCEOを本部長とする危機対策本部を設置し、被害の最小化と事業の早期回復に努めます。

### ④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくため、執行役員制度のもと、当社の取締役及び執行役員・理事の、子会社を含めた職務分担を明確にし、当該業務の執行については、業務分掌規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。

ロ. 当社の取締役会は、毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行うものとします。

ハ. 当社の取締役会は、経営戦略会議が策定したアンリツグループの中期経営計画とそれに連動した単年度の経営予算の審議、承認及び執行状況の監督をします。

ニ. グループCEOは、アンリツグループの中期経営計画と経営予算に基づき、自らのミッションと年度目標を設定し、経営目標を達成するためリーダーシップを発揮します。当社の執行役員・理事は、それを受けて自らの職務の権限と分担に基づいたミッションと年度目標を設定し、その実現に取り組みます。

ホ. アンリツグループは、グローバル・ビジネスを円滑に展開するにあたって、事業グループごとにグローバル・ビジネス・ガイドラインを制定するとともに、シェアード・サービスによるグループ各社の共通業務の効率化やITシステムの統合、キャッシュ・マネジメント・システムの導入等に取り組みます。

**⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

イ. 当社は、グループ経営を円滑に行うために、子会社の社長その他グループCEOが指名する者を、当社の経営戦略会議、事業開発戦略会議及び予算編成会議等に出席させ、当該子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について報告を受けることとします。

ロ. 当社の取締役及び執行役員・理事は、分担する子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について、子会社から、定期的に又は必要に応じて報告を受けることとします。

**⑥ その他の当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

イ. 当社の取締役及び執行役員・理事は、それぞれの職務分担に従い、子会社に対し、適切な内部統制システムを整備するように指導します。

ロ. 当社の内部監査部門は、子会社の内部監査部門等と連携して、業務の適正性について子会社の監査を行います。

**⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項**

イ. 当社は、監査等委員会の職務を補佐するため、経営監査部門を設置し、専任者を配置します。

ロ. 監査等委員会は、内部監査部門にその職務の補助を要請できることとし、その旨を内部監査部門に関する業務分掌規程により明確化します。

ハ. 監査等委員会は、必要に応じて本社管理部門の専門知識を有する従業員からの協力及び事務の取扱いに関する支援を受けることができるものとします。

**⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

イ. 経営監査部門に配属された従業員等は、監査等委員会の業務を補佐する事項に関しては、監査等委員会の指揮・命令に従います。また、当該従業員等の人事異動は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとします。

ロ. 取締役、執行役員・理事及び上長等は、監査等委員会よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員に対し、その要請事項に従うことを直接本人へ指示するものとします。

- 八、監査等委員会よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員は、その要請事項に関しては、監査等委員会の指揮・命令に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員・理事及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。
- 二、内部監査部門の部門長の人事異動は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとします。
- ⑨ **当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
- イ、監査等委員会が選定する監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営戦略会議、アンリツグループの中期経営計画等の審議会など重要会議への出席をはじめとして監査等委員会が選定する監査等委員が必要と判断した会議に出席できるものとします。
- ロ、監査等委員会が選定する監査等委員は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査等委員会が選定する監査等委員が必要と判断した場合、取締役、執行役員・理事及び従業員に該書類の提示や説明を求めることができるものとします。
- 八、当社の取締役、執行役員・理事及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項又は法令もしくは定款に違反する行為を認知した場合は、当該事項等のほか、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備運用状況、重要な会計方針、会計基準及びその変更、その他必要な重要事項を、速やかに監査等委員会に報告するものとします。また、監査等委員会への報告体制及び情報伝達ルートについて規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。
- 二、当社の法務部門は、監査等委員会に対し、コンプライアンス活動の計画及び結果(所管する通報・相談窓口への通報、相談内容を含む。)について、定期的に、また、必要に応じて報告します。
- ⑩ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- イ、当社は、監査等委員会への報告の内容及び報告の事実は秘密として扱われ、報告者が、当該報告を理由として何らの不利益も被ることがないことを規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。
- ロ、当社のコンプライアンス担当執行役員は、報告者が報告したことを理由として、報告者の労働環境が悪化することのないよう、監視、監督する義務を負い、報告者に対する不利益な取扱いを確認した場合、直ちにこれを是正します。
- ⑪ **監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- イ、当社は、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

ロ. 監査等委員は、監査の実施にあたり必要でないと認められるときを除き、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を会社の費用で活用できるものとします。

ハ. 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、必要額を見積り、予算に計上します。

⑫ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

イ. 当社の代表取締役は、監査等委員と定期的に又は随時、会合をもち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとします。

ロ. 当社の内部監査部門は、監査等委員会に対し、内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。また、監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門及び内部監査に関連する管理部門に調査を求めることができるものとします。

ハ. 監査等委員会が連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行うことができるようにするため、監査等委員会への情報提供体制及び内部監査部門との連携体制を整備します。

ニ. 当社の取締役及び執行役員・理事は、監査等委員会の監査がより効果的に行われるために、内部監査体制の充実や協力体制の徹底を図ります。

(6) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① **コンプライアンスに関する取組みの状況**

イ. 当社の企業倫理推進委員会が中心となって全体的なコンプライアンス推進施策を計画立案・実施しています。当期においては、近時の社会情勢・課題に対応するために、アンリツグループ行動規範の改定を行うとともに、全世界のグループ従業員等に対する「アンリツグループ行動規範 確認書」の提出義務付け、リモート形式による階層別教育やコンプライアンス推進イベント等を通じた教育・啓発活動、コンプライアンス体制の定着状況や従業員等の倫理意識レベルを確認するための「倫理アンケート」の実施と部門へのフィードバック等を継続して実施しました。更に、国内従業員等向けに、独占禁止法、下請法、製造物責任、製品安全等のWBT(Web Based Training)を実施しました。

ロ. コンプライアンスに関わる専門部署、委員会が、公正取引、貿易管理等の担当専門分野に関して定期的に監査を実施し、各業務が適切に遂行されている状況を確認しました。

ハ. 法令違反等の未然防止・早期発見のため、内部通報規程に基づき、「ヘルプライン」として、海外を含む社内外の報告・通報・相談窓口を設置し、運用しております。

ニ. ヘルプラインの運用状況を含めたコンプライアンスに関する取組みの状況は、定期的に取締役会に報告されています。

## ② 情報の保存及び管理に関する取組みの状況

- イ. 情報資産の適切な取扱い、保護を図るため、情報管理基本方針のもと情報管理基本規程等の社内規程、情報セキュリティマニュアルを整備し、運用しており、当期において全世界のグループ従業員等に対して情報セキュリティに関するWBTを実施しました。
- ロ. 株主総会関連資料、取締役会関連資料、経営戦略会議関連資料等は、法令及び社内規程(営業秘密管理規程)に従い、適切に管理されています。

## ③ 内部監査に関する取組みの状況

- イ. 内部監査部門が監査等委員会及び監査等委員会を支援する経営監査室と連携して当社の内部統制の状況を確認したほか、子会社の内部監査部門と連携して業務の適正性につき子会社の監査を実施しました。また、その結果を定期的に取り締役に報告しています。
- ロ. アンリツグループの適正な財務報告とその信頼性を確保するため、内部監査部門が実施計画に基づき内部統制評価を実施し、統制状況の有効性を確認しました。

## ④ リスクマネジメントに関する取組みの状況

- イ. 当社では、リスクごとにリスク管理責任者を明確にし、リスクの分析評価を行い、必要に応じ、経営戦略会議において審議し、取締役会に報告しております。当期においては、半導体を含む部材の入手が難航し、製品生産計画への影響が懸念される中、対策プロジェクトを立ち上げ、リスク・阻害要因の抽出・分析を行い、経営戦略会議及び取締役会において議論しました。
- ロ. 会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれがある事象が発生した場合は、リスクマネジメント基本規程に基づきグループCEOが関係者を招集し、状況の把握と対策を講じるとともに、速やかに取締役会及び監査等委員会に報告することとしています。
- ハ. 感染症・災害リスクについては、日常的な危機管理活動のほか、災害発生時に迅速・適切な対応を図ることができるよう、リカバリー・プランを含む災害対応体制を構築し、定期的に研修、訓練を行っています。当期においては、新型コロナウイルス感染症に対処するために対策本部を中心に、情報収集及び必要な対応にあたりました。

## ⑤ 職務執行の効率性の確保に関する取組みの状況

- イ. 当期において、取締役会は14回開催され、法令及び取締役会規則に基づき所要の事項の決議・報告並びに中期経営計画及び経営予算の進捗状況の確認等を行ったほか、取締役の業務執行を監督しました。また、定期的に社外取締役を含む取締役及び執行役員等を交えてフリーディスカッションを行い、当社グループの経営課題について議論を深めました。更に、社外取締役が監査等委員会の監査に同行し、業務執行の状況を確認しました。
- ロ. 経営戦略会議において、グループ戦略に係る具体的事項について審議されるほか、子会社を担当する執行役員から子会社の営業成績、財務状況その他重要事項が適宜報告されています。
- ハ. 取締役全員に対するアンケート形式による取締役会の実効性評価を行い、その結果を取締役に報告し、その結果、当社取締役会は、引き続き適切な社内外の経営人財と人数で構成され、建設的な議論及び意思決定並びに取締役の業務執行の監督を行うための体制が整備されていること、各取締役は、役割を十分に認識し、多様な経験や専門知識等に基づき活発に議論していることを確認しました。一方、実効性を更に高め

ていくための課題を抽出し、かかる課題及び改善に向けた取組みを取締役全員で共有しました。取締役会での効率的で実りある議論を展開し、指名委員会及び報酬委員会の活用を促す等により、これを実効ある経営の監督につなげていくため、取締役会として掲げた改善に向けた取組みの骨子は次のとおりです。

- ・中長期戦略、人的資本、リスクマネジメント等を眼目とした審議テーマの設定と資料作りの工夫
- ・コーポレートアクションに対するステークホルダーの反応等の適切な把握
- ・社外取締役向けエデュケーションセッションの設定、委員会スケジュール・アジェンダ等の情報共有
- ・フリーディスカッションでの抽出課題に対するフィードバックの充実
- ・リスク対応の見える化等を通じたリスクマネジメント強化

二. 取締役会における審議の充実を図るため、Webシステムを活用した取締役会資料提供の早期化や関連情報の提供に努めたほか、コーポレートガバナンス推進部門が社外取締役に対し、取締役会付議事項の事前説明を行いました。

#### ⑥ 監査等委員会の監査の実効性の確保に関する取組みの状況

イ. 監査等委員は、取締役として取締役会の決議に加わるとともに、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員が経営戦略会議、事業部門の戦略会議等に出席したほか、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧しました。

ロ. 当期において、監査等委員会は14回開催され、監査方針及び監査計画の決定、取締役の業務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査、決算のレビュー、監査等委員会の実効性評価等を行いました。

ハ. 監査等委員会の職務を補佐する部署として経営監査室を設置しており、常勤監査等委員とともに、社内で日常の監査活動にあたりました。

ニ. 監査等委員会による実効的な監査の遂行を担保するため、監査等委員会への報告及び情報伝達に関する規程を定め、監査等委員会への報告体制及び情報伝達ルートを明確にしています。

ホ. 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門による三様監査連絡会を開催し、監査の実効性を高めました。

ヘ. 監査等委員と代表取締役との定期的な会合、意見交換を実施したほか、会計監査人との意見交換を随時実施しました。

ト. 取締役の選任や報酬についての監査等委員会の意見形成のため、監査等委員(社外取締役)が指名委員会及び報酬委員会に委員として参加し、情報収集に努めました。

## (7) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、公開企業として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否か、ひいては会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定すべきものと考えます。一方で、当社は、企業価値の源泉となり株主共同の利益を構築している経営資源の蓄積を最大限に生かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、中長期的観点からの安定的な経営及び蓄積された経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えています。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えています。

そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者による大規模買付行為に対しては、株主の皆様のご判断に資するよう、大規模買付者への情報提供要求など積極的な情報収集と適切な情報開示に努めるとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るため、必要に応じ、法令及び定款によって許容される限度において、適切な措置を講ずるものとしします。

### ② 基本方針の実現のための取組みの概要

当社は、長期的な視点で企業価値の向上に取り組むために、経営理念・経営ビジョン・経営方針のもと、中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループを挙げて取り組んでおります。また、当社は、執行役員制度の導入や複数の独立性のある社外取締役の選任による経営監督機能の強化、「監査等委員会設置会社」への移行、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会・報酬委員会・独立委員会の設置、取締役会の実効性評価の実施などにより、コーポレートガバナンスの強化、経営の透明性の確保に努めております。

このような企業価値向上を核とした経営を進めることは、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減する方向に導くものとして、前記①の基本方針に沿うものと考えます。また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## (8) 資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に関する方針

### ① 資本政策の基本的な方針

当社は、中長期的な企業価値最大化を図るため、「ROE (Return On Equity)」と「親会社所有者帰属持分比率 (自己資本比率)」をKPIと捉え、投下資本の効率性改善と財務の安定性維持に取り組みます。

株主の皆様に対する利益還元については、次の「剰余金の配当等の決定に関する方針」に基づき、連結配当性向及び自己株式の取得・消却からなる総還元性向を勘案した利益処分を行うことを基本とします。

当社は、支配権の変動や大規模な希薄化をもたらす資本政策を実施する場合には、株主の皆様を不当に害することのないよう、取締役会においてその必要性・合理性を十分に検討した上で適切かつ速やかにその資本政策の内容を開示することとします。

### ② 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元について、連結業績に応じるとともに、総還元性向を勘案した利益処分を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結当期利益の上昇に応じて、親会社所有者帰属持分配当率 (DOE : Dividend On Equity) を上げることを基本にしつつ、連結配当性向30%以上を目標としており、株主総会決議もしくは取締役会決議により、期末配当及び中間配当の年2回の配当を行う方針です。

自己株式の取得は、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら、必要に応じ適切に実施していく方針です。

内部留保資金は、急速に進展する技術革新や市場構造の変化に対応するための研究開発や設備投資、サポート・サービスの拡充を図るための投資、更なる事業拡大を目指すための投資などに活用していく方針です。

- 
- (注) 1. 本事業報告における金額及び株式数は、基本的1株当たり当期利益、1株当たり当期純利益、1株当たり親会社所有者帰属持分及び1株当たり純資産を除き表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。また、比率(%)は表示単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 本事業報告に記載しておりますグラフ及び図は、参考情報として記載しているものであります。

# 連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産</b>		<b>負 債</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>101,989</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>31,290</b>
現金及び現金同等物	45,689	営業債務及びその他の債務	8,426
営業債権及びその他の債権	26,622	社債及び借入金	1,133
その他の金融資産	17	その他の金融負債	964
棚卸資産	25,591	未払法人所得税	1,901
未収法人所得税	105	従業員給付引当金	8,181
その他の流動資産	3,962	その他の流動負債	438
<b>非 流 動 資 産</b>	<b>51,271</b>	<b>非 流 動 負 債</b>	<b>7,529</b>
有形固定資産	28,150	営業債務及びその他の債務	414
のれん及び無形資産	8,579	社債及び借入金	2,990
投資不動産	255	その他の金融負債	1,489
営業債権及びその他の債権	492	従業員給付引当金	783
持分法で会計処理されている投資	3	繰延税金負債	113
その他の金融資産	1,378	繰延税金負債	326
繰延税金資産	6,379	その他の非流動負債	1,410
その他の非流動資産	6,031	<b>負 債 合 計</b>	<b>38,819</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>153,261</b>	<b>資 本</b>	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	114,196
		資本金	19,189
		資本剰余金	28,432
		利益剰余金	63,206
		自己株式	△6,199
		その他の資本の構成要素	9,566
		非支配持分	246
		<b>資 本 合 計</b>	<b>114,442</b>
		<b>負 債 ・ 資 本 合 計</b>	<b>153,261</b>

## 連結包括利益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上収益		105,387
売上原価		49,915
売上総利益		55,472
その他の収益・費用		
販売費及び一般管理費	27,913	
研究開発費	10,980	
その他の収益	309	
その他の費用	388	38,972
営業利益		16,499
金融収益		970
金融費用		318
持分法による投資損失		△1
税引前当期利益		17,150
法人所得税費用		4,309
当期利益		12,841
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	△318	
確定給付制度の再測定	69	
計	△248	
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	3,487	
計	3,487	3,238
当期包括利益		16,080
当期利益の帰属		
親会社の所有者	12,796	
非支配持分	45	12,841
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者	16,035	
非支配持分	45	16,080

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>61,017</b>	<b>流動負債</b>	<b>33,780</b>
現金及び預	20,930	買掛金	7,575
受取手形	2,205	短期借入金	1,090
売掛金	18,431	繰上入金	22
短期貸付	1,500	未払費用	2,114
製什原	2,190	未払法人税等	3,868
材	1,125	前払受入金	1,595
前払費用	7,628	預り金	2,604
その他	286	製品保証引当金	14,378
倒引当金	6,791	役員賞与引当金	83
	△70	その他	65
<b>固定資産</b>	<b>80,395</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,493</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>18,011</b>	長期借入金	3,000
建物	12,005	繰上金の	24
構築物	213	その他	469
機械及び装置	321		
車両運搬具	5	<b>負債合計</b>	<b>37,274</b>
工具、器具及び備品	2,955	<b>純資産の部</b>	
土地	1,913	<b>株主資本</b>	<b>104,089</b>
建設仮勘定	596	資本金	19,189
<b>無形固定資産</b>	<b>1,364</b>	資本剰余金	28,139
ソフトウェア	1,363	資本準備金	28,139
その他	0	その他資本剰余金	0
<b>投資その他の資産</b>	<b>61,019</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>62,960</b>
投資有価証券	121	利益準備金	2,468
関係会社株式	45,225	その他利益剰余金	60,492
長期貸付金	5,541	別途積立金	21,719
前払年金費用	5,648	繰越利益剰余金	38,773
繰延税金資産	4,346	<b>自己株式</b>	<b>△6,199</b>
その他	138	評価・換算差額等	19
倒引当金	△1	その他有価証券評価差額金	19
		<b>新株予約権</b>	<b>29</b>
<b>資産合計</b>	<b>141,413</b>	<b>純資産合計</b>	<b>104,139</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>141,413</b>

# 損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		73,580
売上原価		39,676
売上総利益		33,903
販売費及び一般管理費		22,545
営業利益		11,358
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	3,439	
その他の	725	4,164
営業外費用		
支払利息	20	
その他の	108	128
経常利益		15,394
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	6,387	
固定資産売却益	12	
新株予約権戻入益	1	6,401
税引前当期純利益		21,795
法人税、住民税及び事業税	2,698	
法人税等調整額	492	3,190
当期純利益		18,604

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

アンリツ株式会社  
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人  
横浜事務所指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 清 幸  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 戸 塚 俊 一 郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アンリツ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、アンリツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

アンリツ株式会社  
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人  
横浜事務所指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 清 幸  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 戸 塚 俊 一 郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アンリツ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、その取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

アンリツ株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 五十嵐 則 夫 ㊟

監 査 等 委 員 上 田 望 美 ㊟

監 査 等 委 員 青 柳 淳 一 ㊟

常勤監査等委員 脇 永 徹 ㊟

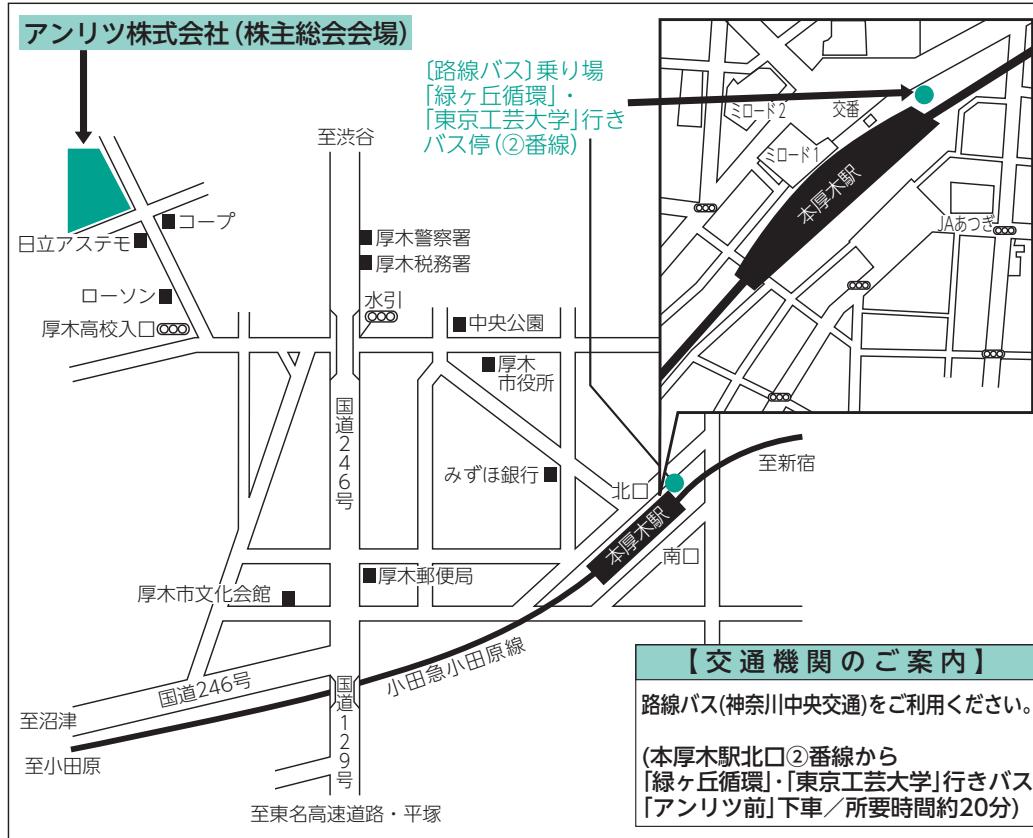
(注) 監査等委員 五十嵐則夫、上田望美及び青柳淳一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上





# 株主総会会場ご案内図



## ■新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ

- ・本総会へのご出席につきましては慎重にご判断いただき、可能な限り、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ・感染防止対策のために、ご出席される株主様のおおよその人数を事前に把握いたしたく、ご出席を予定されている株主様は、ご面倒ですが、出席の事前登録をお願い申し上げます。(「議決権行使についてのご案内」(2頁)をご参照ください。)
- ・ご出席の場合は、マスク着用や当日の検温、ソーシャルディスタンスの確保など感染防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、37.5℃以上の発熱など体調不良と思われる株主様の入場をご遠慮いただく場合があります。
- ・株主総会会場においては、開催日現在の状況に応じ、役員及び運営スタッフのマスクの着用やアルコール消毒液の設置その他感染防止のための措置を講じてまいります。
- ・その他本総会の運営につきましては、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。ご出席の場合は事前のご確認をお願い申し上げます。

<https://www.anritsu.com/ja-JP/about-anritsu/investor-relations/>

## ■その他のお知らせ

- ・専用の駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。また、送迎サービスはございません。
- ・来場記念品(お土産)のご用意はございません。